

第3期認証評価における大学評価について — 大学基準協会が目指す内部質保証 —

工藤 潤 ● 公益財団法人大学基準協会事務局長兼大学評価・研究部長

はじめに

2004年度から導入された認証評価制度は、2018年度からの第3期認証評価を迎えるに当たって、新たな段階に入ろうとしている。

大学基準協会（以後、本協会）は、2014年度から、次のステージに向けて評価基準の改定を含む大学評価システムの改革を進めてきた。そして、2016年4月に「大学基準及びその解説」（以後、大学基準）および「点検・評価項目」の改定を行った。また、同年10月には大学評価シンポジウムを開催し、各大学に対して新大学評価システムの概要などの説明を行ったところである。

本稿では、新大学評価システムの改革の背景、新システムの概要とその狙い、新システムにおいて特に重視する内部質保証システムについて概説することとする。

1 新大学評価システムの改革の背景

本協会は、2011年度の第2期認証評価から各大学の内部質保証を重視することとし、内部質保証システムの構築とその有効性を評価の対象とした。内部質保証については、本協会が発行した『大学評価ハンドブック』においてその定義を明らかにし、単に自己点検・評価の充実にとどまらず、PDCAサイクルを機能させて大学教育の質の向上、質の保証を図っていくことを求めている。しかしながら、第2期が開始された時、内部質保証に対する大学側の理解が十分でなかったこともあり、2011～2015年度の5年間で、この内部質保証に何らかの問題点（努力課題または改善勧告）を指摘された大学は、受審大学の約3割強に及んだ。指摘された内容の多くは、各学部・研究科の自己点検・評価は実施されて

いるものの、それらが有機的に機能しているとは言いがたく、大学全体として組織的・客観的かつ定期的に自己点検・評価を行って、その結果を改善に結びつけるといった内部質保証の体制にはなっていないというものであった。

また、同様に、第2期認証評価から重視した三つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）の明確化については、特に、学位授与方針に学習成果の明示が無い、または不十分として問題点（努力課題）を指摘された大学が、受審大学の半数を超えていた。

こうした認証評価結果を踏まえて、本協会は第3期認証評価においては、次のような理解に立って評価を実施することとした。すなわち、内部質保証の起点となる三つの方針を一体的に明確化し、こうした方針に則した学位プログラムを体系的に構築することが内部質保証の基盤となること、こうした学位プログラムを適切に管理・運用し、学生の学習成果の向上を目指すことが、内部質保証にとって極めて重要であるとの理解に立って評価することとなった。

第3期認証評価では、内部質保証システムは全学的に誰が（どの組織が）責任を持って運営しているか、その

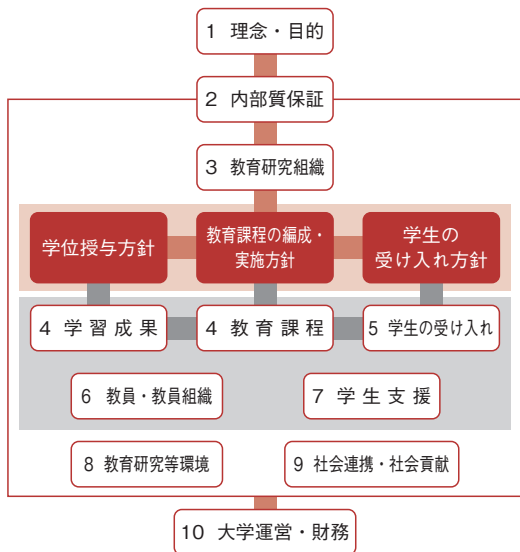
システムは有効に機能しているか、そのシステムが恒常的・継続的なプロセスとして学内に定着しているかなど、内部質保証の実質化をより一層重視する評価へ踏み出すこととなった。

2 本協会が実施する第3期認証評価の概要

(1) 大学基準の主な変更点

内部質保証をこれまで以上に重視する方向を打ち出し、三つの方針の一体的策定の必要性和同方針が内部質保証において重要な位置付けにあることを明確にするために、本協会基準委員会において大学基準の構成の見直しを行った。その構成図は、図表1のとおりである。

次に、大学基準の主な改定箇所についてみていきたい。1点目は、基準2の「内部質保証」である。この構成図から分かるように、内部質保証を基準の2番目に位置付けてその重要性をより強調し、内部質保証の対象範囲を「教育研究組織」「教育課程・学習成果」「学生の受け入れ」「教員・教員組織」「学生支援」「教育研究等環境」「社会連携・社会貢献」とした。なお、その範囲については、内部質保証に対する考え方が大学によって異なることも想定され、弾力的に取り扱うこととしている。内部



図表1 新大学基準の構造（第3期認証評価基準）

※大学基準協会基準委員会作成

質保証の具体的あり方については後述する。

2点目は、基準4の「教育課程・学習成果」である。

現行の大学基準は、「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」「教育課程・教育内容」「教育方法」「成果」と4区分で構成されているが、新大学基準では区分を撤廃した。基準の具体的内容としては、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の明確化、こうした方針に基づく教育課程の体系的編成、効果的教育方法の開発とそ

の実施、学生の学習の活性化に向けた取り組み、適切な単位認定・学位授与、学習成果の把握・評価とその活用など、教育のPDCAサイクルに関する一連の流れを明確に定めた。特に学習成果については、本協会が直接的に評価してその妥当性を評価するのではなく、把握・評価する第一主体はあくまでも大学自身であることを前提に、把握・評価した結果を教育プログラムの改善にいかに関連させていくかについて評価を行うこととなっている。

なお、新大学基準においても、「学修成果」ではなく「学習成果」の文言を使用した。大学設置基準等の法令では、基本的に単位につながる「がくしゅう」を「学修」としているが、その成果の習得については必ずしも単位取得につながる正課教育のみで実現されるものではなく、そこには課外教育なども含まれるとの認識から、幅広く「がくしゅう」を捉えて「学習成果」の文言を使用した。

3点目は、基準10の「大学運営・財務」である。現行の大学基準では「管理運営」の文言を用いていたが、今後は、学長・学部長などの執行部、教員、職員が一体となって大学の運営に当たることが重要であるとの認識から、「大学運営」の文言を用いた。基準の具体的内容としては、学内構成員の意見を参考にした学長の判断が可能

な体制の構築を前提とした大学運営方針の策定、教学組織と法人組織の権限と責任の明確化、両組織の適切な連携体制の構築、明文化された規程に従った意思決定および権限執行、学長などの役職者の権限および責任ならびに適切な任免の必要性などを定めた。また、大学業務の円滑かつ効果的実施のための適切な事務組織の設置とその機能化、学生支援に深い理解を有する職員および専門的な知識・技能を有する職員の育成や配置、教員と職員の協働による大学運営、組織的なスタッフ・デイベロップメント活動を通じた教職員の大学運営に必要な資質向上の必要性などを定めた。

(2) 点検・評価項目の特徴

新大学基準に基づく点検・評価項目の特徴の一つは、当該基準にかかる点検・評価項目が、「方針の設定↓方針に基づく仕組みの整備↓方針に基づく活動↓活動の適切性の検証」という流れで作られているという点である。例えば基準7の「学生支援」の部分では、次のように点検・評価項目が設定されている。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を

明示しているか。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

また、第2期では、各点検・評価項目をどのような視点から評価するべきか、その手掛かりとして「評価の視点」を参考までに付していたが、第3期では、その評価の視点は、大学基準の解説を踏まえて当該大学に見合った「評価の視点」を独自に導き出すことを基本とした。とはいえ、大学の混乱を避けるために「評価の視点(参考例)」も示すこととした。

3 内部質保証の重視

次に、新大学基準から、第3期で求める内部質保証のあり方を見ていきたい。

まず、1点目は内部質保証の定義についてである。大学基準上、内部質保証については、「PDCAサイクルなどを適切に機能させることによって質の向上を図り、教

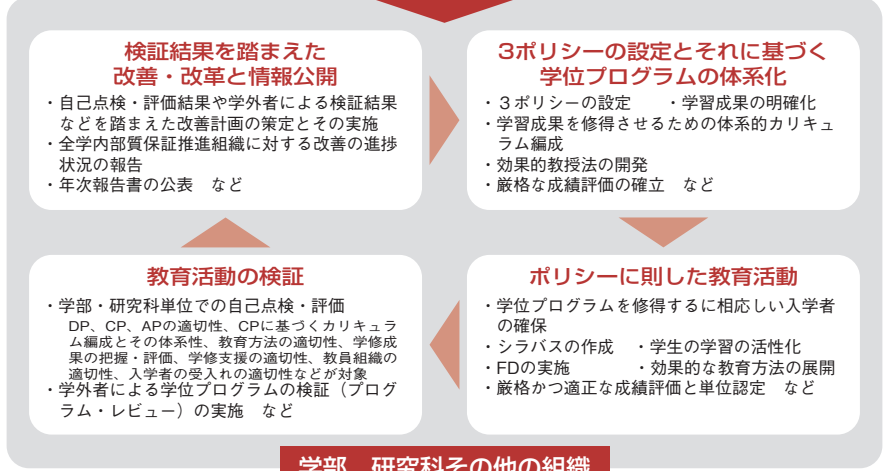
育・学習などが適切な水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」と定義した。ここで重要な点は、①そのプロセスが質の向上を意図したものであること②大学自らの責任で教育・学習等が適切な水準にあることを学内外に証明すること（質保証）③こうしたプロセスは、単に認証評価対応としてではなく、継続的・恒常的に実施されなければならないこと——である。

2点目は、内部質保証システムの構築についてである。まず、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織（全学内部質保証推進組織）の整備および内部質保証のための全学的な方針と手続の策定を求めた。全学内部質保証推進組織の役割としては、各学部・研究科などにおいて、授与する学位ごとの学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定、これら方針に基づく教育・学習活動、その活動の検証、検証結果を踏まえた改善・改革といった一連のプロセス（PDCA）が適切に展開されるよう、必要な運営などを行うことである。この運営などの方法については、大学の歴史、規模、分野などの特性に応じて、それぞれの大学によって異なるものと思われる。三つの方針を設定し、その方針

3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・改革の一連のプロセスが適切に展開するよう運営

全学内部質保証推進組織
運営・支援

大学全体の取組状況を常に把握しながら、部局に対して必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取組を促進させる



検証結果を踏まえた改善・改革と情報公開

- 自己点検・評価結果や学外者による検証結果などを踏まえた改善計画の策定とその実施
- 全学内部質保証推進組織に対する改善の進捗状況の報告
- 年次報告書の公表 など

3ポリシーの設定とそれに基づく学位プログラムの体系化

- 3ポリシーの設定 ・学習成果の明確化
- 学習成果を修得させるための体系的カリキュラム編成
- 効果的教授法の開発
- 厳格な成績評価の確立 など

教育活動の検証

- 学部・研究科単位での自己点検・評価
- DP、CP、APの適切性、CPに基づくカリキュラム編成とその体系的性、教育方法の適切性、学修成果の把握・評価、学修支援の適切性、教員組織の適切性、入学者の受入れの適切性などが対象
- 学外者による学位プログラムの検証（プログラム・レビュー）の実施 など

ポリシーに則じた教育活動

- 学位プログラムを修得するに相応しい入学者の確保
- シラバスの作成 ・学生の学習の活性化
- FDの実施 ・効果的な教育方法の展開
- 厳格かつ適正な成績評価と単位認定 など

学部、研究科その他の組織

図表2 内部質保証の仕組み（例）
※筆者作成

に基づいて教育を実施する主体は学部・研究科であることに鑑みれば、全学内部質保証推進組織は、学部・研究科の自主性を尊重しつつ、学部・研究科が大学の理念・目的に則した教育活動を展開できるようマネジメントしていくことが必要である。

なお、この全学内部質保証推進組織を新たに設置するか、既存の組織に全学的な内部質保証機能を持たせるかは、各大学の判断によるところである。

また、内部質保証の全学的方針・手続として、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部・研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証および改善・改革のための全学的指針などを定めることを求めた。

3点目は、教育の質を保証するための教育活動の有効性の検証についてである。学部・研究科は、定期的に自らの教育プログラムについての検証、いわゆるプログラム・レビューを実施しなければならない。具体的には、学部・研究科の「理念・目的」「教育課程・学習成果」「教員・教員組織」「学生の受け入れ」などについて定期的に検証することであるが、その際、単に学内関係者の

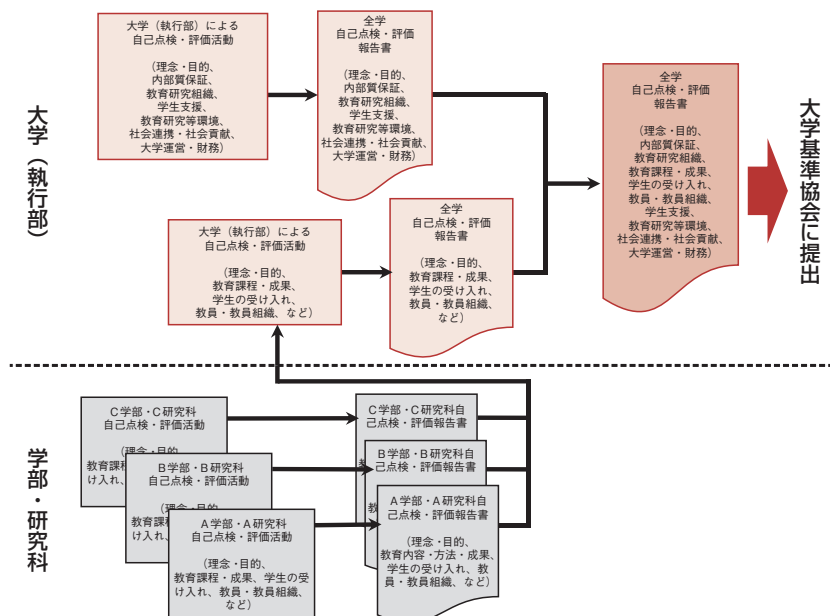
みが検証するだけでなく、客観性・妥当性を高めるために学外関係者の視点を加えることが重要である。例えば、学内の検証委員会に学外者を入れること、検証結果に対する外部評価を導入すること、他大学の同一分野と相互評価を実施することなどが考えられよう。また、こうしたプログラム・レビューの結果を、明確な行動計画を伴った教育の改善・改革に連動させることが求められる。そのため、全学内部質保証推進組織は、認証評価の実施時期をにらんで、どういふスケジュールでの分野から実施していくかを調整するとともに、大学全体の取り組み状況を常に把握して学部・研究科に必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進しなければならない。このプログラム・レビューは、自らの教育の質の向上、質の保証の観点からも、内部質保証システムの重要な要素となる。

4点目は、内部質保証システム自体の定期的検証についてである。ここでは、全学内部質保証推進組織は、各学部・研究科のPDCAサイクルが機能するよう適切な支援・運営が行われたか、その支援・運営は一定の効果を発揮したか、あるいは改善すべき点は何かなどについて検証することが必要となる。

4 第3期認証評価における自己点検・評価の実施方法

第2期の認証評価では、「理念・目的」「教育内容・方法・成果」「教員組織」「学生の受け入れ」などについて、各学部・研究科単位での自己点検・評価を実施し、その結果を報告書に記すように求めている。つまり、各学部・研究科単位で実施したこれらの項目の自己点検・評価結果を寄せ集めて、それを一つの報告書にして本協会に提出するというものである。

第3期認証評価から、本協会は、全学的観点からの自己点検・評価を求めることとした。具体的には、各学部・研究科の自己点検・評価（プログラム・レビュー）の実施を前提に、教育活動が十全に実施され、一定の効果を発揮しているかについて大学（執行部）が評価し、これを報告書に取りまとめて本協会に提出するというものである。本協会としては、大学（執行部）が学部・研究科の教育活動をどのように捉え、どのように改善に参与しているかを評価することとなった。換言すれば、全学的な内部質保証システムの営みを、大学（執行部）の自己点検・評価結果から検証するということである。



図表3 大学基準協会が求める第3期認証評価時の自己点検・評価プロセス

※筆者作成

おわりに

第3期認証評価から内部質保証をより一層重視することとしたが、内部質保証の究極の目的は、学生の学びの成長と学生の学習成果の向上にある。内部質保証システムは、認証評価を受けるために構築するのではなく、この目的の実現の手段であることを理解しなければならない。

学生の学習成果の向上を目指すために、三つの方針を明確に定めて学位プログラムを体系化しなければならない。すなわち、意図した学習成果が得られるように、教育課程の編成、教授法の開発とその運用、成績評価と単位認定および学位授与を全体的に整合させて系統化することである。

内部質保証は、自己点検・評価と同義に捉えられる傾向にあるが、実はこの学位プログラムの企画・設計からスタートする。三つの方針が内部質保証の起点といわれるゆえんはこの点にある。学位プログラムの企画・設計、運用・管理、検証および改善・改革というPDCAサイクルの一連のプロセス全体を内部質保証と捉えなければならぬ。

教職員の目指す「学生の学びの成長」を実現していく

ためにも、内部質保証の実質化に向けて、今こそ教職員が一人となり真剣に取り組まなければならない。

●参考文献

- 『大学評価ハンドブック 2012 (平成24) 年度評価者用・2013 (平成25) 年度申請大学用』大学基準協会、2012・4
- 『内部質保証ハンドブック』大学基準協会、2015・7
- 大森不二雄「大学の教職員に対する提言」『内部質保証』をどう捉え、どう取り組むか」(大学基準協会大学評価シンポジウム資料)、2015・10
- 『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」中央教育審議会大学分科会大学教育部会、2016・3
- 「第3期認証評価における大学評価の実施ガイド」大学基準協会、2016・10

私立大学フォーラム2016

「政治なき教養は空虚であり、
教養なき政治は盲目である」総括（仙台会場）

鈴木 正也 ● 広報・情報部門会議（フォーラム）委員、愛知大学総務・企画部長

本年度第2回の私立大学フォーラムは、2016年10

月1日、仙台・東北学院大学土樋キャンパスを会場に90名の参加者を得て開催された。今回のテーマは、「政治なき教養は空虚であり、教養なき政治は盲目である」。参政权年齢が「18歳以上」に引き下げられ、初の国政選挙が行われたいま、大学は高等教育機関として「主権者教育」にどのように取り組んでいくべきなのか。当日は、松本宣郎氏（学校法人東北学院理事長、東北学院大学学長）の挨拶に続き、外交史、政治学、憲法学、各分野の講師3名が、意見発表およびパネルディスカッションを通じて政治的教養の本質とそのあり方などについて議論を深めた。

●意見発表1

「アメリカに見る政治家の資質」

村田 晃嗣氏（同志社大学法学部教授）

外交史、安全保障政策論が専門の村田晃嗣氏は、冒頭で、大統領のような高いレベルの政治家に必要な資質として、リーダーシップの高さ、リプレゼンテーション（再現力）の高さ、ある種の潔癖などを指摘した上で、以下のような意見発表を行った。

① 大統領選挙においてドナルド・トランプが頭角を現した背景には、社会が多様化・分断化され、横に拡散している状況がある。かつて政治の中心にいたWASP（White Anglo-Saxon Protestant）の男性が立場を失い、その不安感や焦りを衝いて出てきた。また、米国社会ではヒスパニック系が急増し、新たなカトリック

クと、もともといたプロテストメントとのバランスが崩れ出した。加えて、WASPの中にもLGBT (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender) が台頭。人種、宗教に加え、バイセクシャルなど、横方向の社会の多元化が進んでいる状況である。一方、弁護士でファーストレディーのヒラリー・クリントンが登場したように、縦に広がる貧富の格差も加速している。この縦と横に広がる社会の拡散が米国の政治を難しくしている。

② フランス文学者の渡辺一夫の言葉に、「寛容は自らを守るために不寛容に対して不寛容になるべきか」という問いがある。いま、米国社会では異なる人種、ジェンダー、宗教、政治的見解に対して非常に不寛容が強くなり、寛容が不寛容と向き合う時、しばしば寛容が敗れ、混乱や問題が生じている。それでも説得と自己反省を繰り返しながら、常に不寛容に対して寛容であるべきというのが渡辺の考え方である。これは米国だけでなく、多様化が進む日本においても参考になるのではないか。

●意見発表表2

「現代日本政治にとつての教養」

渡部 純氏 (明治学院大学法学部教授)

地元・仙台出身の渡部純氏は、政治学の視点から、以下のような意見発表を行った。

① 教養とは、もともと統治・政治に関わる者、統治エリートのための知であつたという推定が考察の出発点である。その特性は、広範な知識に基づく類推と、身体との強い結びつきという2点である。

② 統治エリートは、日々、未知の事態に晒されており、その対応には専門に特化した能力だけでは十分でない。重要な局面では、多様な知識を用いて新奇な事態の位置付けを行う能力が求められる。そのときに有効なのが、未知の事態全体を俯瞰して捉える類推の能力である。ただ、類推は往々にしてステレオタイプな把握に陥りやすいため、それを防ぐ意味でも広範な知識に基づく思考能力が必須となる。それが教養の第一の特性である。

③ 統治は政治権力に支えられ、政治権力はその共同体における正統な物理的暴力行為を認定する権限に裏打ちされている。統治に関わる者は、常に暴力発動の潜在的機会の上にいるため、恣意的な暴力行使と正当な暴力行使の分別が委ねられる。

人間にとって暴力の最小単位は身体であり、自らの身体の中に生じる暴力への契機、衝動や動揺をコントロールできなくなると一個の暴力装置に転化する。その時に、暴力発現の可能性を抑制し馴致し得た者だけが示せる振る舞いが「品位」。教養は修練を通して身体に基礎付けて習得されるはずであるという認識、そして身体に基礎付けを持たない知は教養たり得ず、品位を生まないという認識が生まれることが教養の第二の特性である。

④ 現代の民主主義制度の下では、統治や政治への関与は特定の社会階層に限られたものではない。21世紀の日本社会において、こうした教養が適切に涵養されているかということを常に問い続けていくことが大切である。

●意見発表3

「主権者とは何か？」

小泉 良幸氏（関西大学法学部教授）

今秋、関西大学法学部長に就任した小泉良幸氏は、憲法学の視点から以下のような意見発表を行った。

① 2015年の公職選挙法改正および文部科学省の通

知により、18歳選挙権導入が確定し、「主権者教育」の重要性が示されている。しかし、主権者が国をつくり、憲法を形成し、そのあとで法律がつけられることを考えると、国の主導で行われる主権者教育には違和感を覚える。

② 日本で初めて「主権者教育」という言葉が使われたのは、1950年代の日教組教研集会（国民教育研究所）である。知識+αの必要性が示されているが、教育専門職である教員の自治によって決定されるべきであるというもの。また、昨今の文部科学省が掲げる主権者教育は、学習指導要領を通じて上からのコントロールで現場に下ろしていくという考え方である。

③ 憲法学における「主権」には、国家権力そのもの（統治権）、国家権力の最高独立性、国政についての最高權威・最終決定権（＝国民主権）の三つの用法がある。

また、国民主権における「国民」（主権主体）には、過去・現在・将来の世代を含む「全国民」と、「有権者」の総体という二つの意味があつて、全国民と捉えるならば「主権」発動の場面は限定され、国民主権は国政についての最高權威の所在を示す正当化原理になりがちである。有権者と捉えるならば、国民主権は政治的

決定権行使が現実に行えるような制度や手続きの設営を要請する組織化原理となる。

④ 主権者教育に求められる「政治的教養」は、教育基本法14条1項にある「公民」教育という形で行えば十分ではないか。政治的教養とは、現代民主政治上の各種の制度についての知識、現実の政治の理解力および公正な批判力、民主国家の公民として必要な政治道徳などである。また、「主権者教育」の政治的中立は教育基本法14条2項に定められている。これまで日本では、「政治的中立性の要求は非政治性の要求」と誤解されてきたきらいがあるが、総務省の報告書により、原則として高校での政治教育が可能となった。

● デイスカッション

後半は、コイデイナーの西村枝美関西大学法学部教授（広報・情報部門会議（フォーラム）委員）を交えて、4人による熱いディスカッションが繰り広げられた。誌面の都合上、一部の論点と発言者の要旨を中心に紹介する。

① 政治的に「成熟」した状態とは？——物事をリアルかつ合理的に判断し、情緒的な要素に流されることなく、

結果責任を取れる政治家がいる状態である（渡部氏）。②

「政治的教養」とは何か？——知識のレパートリーではなく、考え方や行動の規範とか、形になり難いもの。常に自らを相対化する視点が大切である（村田氏）。③生徒や学生が民主主義的な教育価値を否定する見解を示した時、どう対応すべきか？——われわれが市民として自由であることの対価として払うべき義務で、個人としての尊重といった教育観とは別の次元の問題と理解させていく必要がある。（小泉氏）。④今回の参議院選挙の投票行動をどう評価するか？——18、19歳の投票率の高さは予想通り。むしろ、政策決定者が利益誘導を行いやすい60、70代に対する政治的リテラシーの再教育が必要だろう（小泉氏）。

最後に西村氏は、「単に18歳選挙権を扱うのではなく、その土台となる教養的な課題も深掘りしたいという思いから、今回のテーマを掲げ、参議院選挙終了直後のこの時期に開催した。構造的な問題も含めて、今回出た課題を各自持ち帰り、大学は新制度とどのように向き合うべきなのか考えていただきたい」というまとめでフォーラムを締めくくった。